

介護医療院重要事項説明書

当施設は、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
その目的を達成するために、次のことを方針として運営するものとします。

1. 長期にわたる療養を必要とする入所者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の看護、医学的管理の下における介護その他のお世話及び機能訓練、その他の必要な医療を適切に提供する。
2. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立ったサービスの提供に努める。
3. 地域や家族との連携を重視した運営に心がけるとともに、関係市町村をはじめ、ほかの施設との密接な連携に努める。

当施設が提供するサービスと自己負担額は以下のとおりです。

I. 介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
看護・介護 ※詳細は別紙1	Ⅱ型介護医療院サービス費 (看護6:1 介護4:1の人員配置の96床) 療養食加算・夜間勤務等看護加算・サービス提供体制強化加算Ⅰ 科学的介護推進体制加算・安全対策体制加算・長期療養生活移行加算 栄養マネジメント強化加算・処遇改善加算 療養棟は本館2階・東館2階です。 介護支援専門員を1人以上配置しており、入院患者100人に1人という基準を満たしています。	施設サービス費の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)をお支払いいただきます。
職員数 勤務体制	看護職20人・介護職26人 日勤(8:30~17:30) : 看護9~11人・介護5人 早出(7:00~16:00) : 介護5~8人 早出(7:30~16:30) : 看護2人 遅出(9:30~18:30) : 看護なし・介護1~3人 午後(13:00~22:00) : 介護2人 準夜(16:30~0:45) : 看護2人・介護2人 深夜(0:30~8:45) : 看護2人・介護2人	※所得に応じて高額介護サービス費の制度を利用できます。詳細は別紙2をご確認ください。
特別診療費	感染対策指導管理・褥瘡対策指導管理・短期集中リハビリテーション 医学情報提供・理学療法・摂食機能療法・初期入所診療管理 等	特別診療費として1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)をお支払いいただきます。

II. 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
食事	食事時間 朝食7時50分~ 昼食12時~ 夕食17時15分~ できるだけ離床して頂き、栄養ケア計画に沿って食事を提供致します。	※詳細は別紙2をご確認ください。
居住費		※詳細は別紙2をご確認ください。
理髪	業者の方が大体週に2~3回来院されます。	1回2,500円又は3,000円(税込)
洗濯代	タオル・下着・バスタオル・食事時のエプロンなどの洗濯を必要に応じて行います。 *破損・劣化については責任を負いかねる場合がございます。	350円/日 (非課税)(利用者のみ) *タオルケット洗濯 別途1回300円(税込)
テレビ代	テレビ貸与料	110円/日(税込)(利用者のみ)
病衣代	つなぎ服などの別途注文品	55円/日(税込)(該当者のみ)
その他購入代行	歯ブラシ・入れ歯洗浄剤等日用品の購入の代行	代金をご負担いただきます。
文書料	診断書・証明書等の依頼をされた場合、文書料を頂きます。 ①生計同一証明書 ②死亡診断書・おむつ使用証明書 ③入院・手術・成年後見人等診断書・証明書 ④特定疾患個人票・身体障害診断書 ⑤検案書 ⑥その他	①1,000円 ②2,200円 ③3,300円 ④5,500円 ⑤10,000円 ⑥3,300円 ※全て税込
特別室	個室 本館215号 2人部屋 本館201号・202号	3,850円/日(税込) 2,750円/日(税込)

III. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、当施設窓口担当者 十川・岸本・松村(本館受付)までお気軽にご相談ください(電話083-927-3661 内線133)。また、本館玄関・西館玄関の2ヶ所に備付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、ご要望及び苦情をお申し出ください。いただいたご要望・苦情等は毎月開催される運営会議で検討し、対応を協議し、必要なものは施設内に掲示いたします。

(ただし、緊急を要するものは、その都度関係部署で対応します。)

また、山口市介護保険課(山口市亀山町2-1)(電話083-934-2795)、防府市高齢福祉課(防府市寿町7-1)(電話0835-25-2128)、その他の方はお住まいの各市町村の介護保険相談コーナーや、山口県国民健康保険団体連合会の介護保険苦情相談係(山口市朝田1980-7)(電話083-995-1010)においても、介護サービスに関するお悩み・苦情等についてのご相談を受けることができます。

IV. 事故発生時の対応

介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかにご家族の方へ連絡を行うとともに関係する市町村の行政機関に対して速やかに連絡いたします。また当施設の医師の医学的判断により、専門的な対応が必要とした場合には、該当する医療機関に診療を依頼いたします。

V. 協力病院

済生会山口総合病院 ・ 総合病院山口赤十字病院 ・ ふるや歯科医院

令和5年5月1日
山口若宮病院 介護医療院 管理者

別紙 1

介護医療院「山口若宮病院 介護医療院」人員・施設基準・報酬について 定員数 96名

(人員基準の概要)

職種	人員	勤務形態
医師	1名以上 (常勤換算)	併設の山口若宮病院との兼務
看護職員	16名以上 (常勤換算)	専従
介護支援専門員	1名以上	専従
介護職員	24名以上 (常勤換算)	専従
薬剤師	1名以上 (常勤換算)	併設の山口若宮病院との兼務
管理栄養士	2名以上 (常勤換算)	併設の山口若宮病院との兼務
理学療法士	1名以上 (常勤換算)	併設の山口若宮病院との兼務
作業療法士	1名以上 (常勤換算)	併設の山口若宮病院との兼務
言語聴覚士	1名以上 (常勤換算)	併設の山口若宮病院との兼務
介護相談員	4名	併設の山口若宮病院との兼務

(届出に関する事項)

[Ⅱ型介護医療院サービス費]

当施設は、介護医療院として、看護6対1、介護4対1のサービス費を算定しています。
1日当たりのサービス費

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	6,690円	7,640円	9,720円	10,590円	11,380円
多床室	7,790円	8,750円	10,820円	11,700円	12,490円

[療養食加算(1食につき60円)]

疾患治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供される糖尿病食・腎臓食・肝臓食・胃潰瘍食・膵臓食・貧血食に対する加算です。

[夜間勤務等看護加算(1日につき70円)]

厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして山口県知事に届出をした施設に対する加算です。

[サービス提供体制強化加算(1日につき220円)]

当介護医療院の介護職員のうち、80%以上が介護福祉士である算定の基準を満たしている加算です。

[科学的介護推進体制加算(1月につき400円)]

科学的根拠に基づく利用者の身体管理に対する加算です。

[安全対策体制加算(入院初日のみ200円)]

専門の担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制に対する加算です。

[長期療養生活移行加算(入所日から90日間 1日につき600円)]

療養病床に1年以上入院していた場合、入所した日から起算して90日間算定する加算です。

[栄養マネジメント強化加算(1日につき110円)]

厚生労働大臣が定める基準を満たす施設が、入所者の継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定する加算です。

[介護職員処遇改善加算]

介護サービスを支える人材確保・定着を促すことを目的として、国が定めた加算です。

別紙2

(介護保険制度に関する事項)

高額介護サービス費の制度について

1ヶ月に支払った利用者負担額(同じ世帯に複数の利用者がある場合は、世帯合計額。)が上限額を超えた場合、超えた額は払い戻されます。市町村の介護保険係で払い戻しの手続きがありますのでそちらでお尋ねください。

利用者負担段階区分	上限額(月額)
課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	140,100 円(世帯)
課税所得 380 万円(年収約 770 万円)～課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)未満	93,000 円(世帯)
市町村民税課税～課税所得 380 万円(年収約 770 万円)未満	44,400 円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600 円(世帯)
前年の公的年金等収入金額 +その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000 円(世帯)

厚生労働省資料 抜粋

食費、居住費の基準額と負担限度額について

	基準額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,445 円/日	300 円	390 円	650 円	1,360 円
居住費	多床室 377 円/日	0 円	370 円	370 円	370 円
	個室 1,668 円/日	490 円	490 円	1,310 円	1,310 円

(全て非課税)

令和5年5月1日

山口若宮病院 介護医療院 管理者